

「2,000円」を「2,010円」に、「1,400円」を「1,410円」に、「1,080円」を「1,090円」に、「600円」を「610円」に改め、同表の1の(2)中「570円」を「580円」に、「480円」を「510円」に、「380円」を「420円」に、「600円」を「610円」に改め、同表の1の(3)中「230円」を「250円」に、

「

1,060円

」を「

1,070円

」に、「500円」を「510円」に、「970

円」を「980円」に、「1,130円」を「1,140円」に、「4,990円」を「5,000円」に、「2,130円」を「2,140円」に、「470円」を「490円」に、「2,210円」を「2,220円」に、「1,260円」を「1,270円」に、「640円」を「650円」に、「3,410円」を「3,420円」に、「17,180円」を「17,200円」に、「6,590円」を「6,610円」に、「1,670円」を「1,680円」に、「830円」を「840円」に、「600円」を「610円」に、「1,250円」を「1,260円」に、「210円」を「220円」に、「3,080円」を「3,090円」に、「2,380円」を「2,390円」に、「2,180円」を「2,190円」に、「1,750円」を「1,760円」に、「6,230円」を

「6,250円」に、「

1,050円

」を「

1,060円

」に、「800円」を

「810円」に、「5,100円」を「5,110円」に、「900円」を「920円」に、

「550円」を「560円」に、「

150円
260円
220円

」を「

170円
280円
240円

」に、

「3,690円」を「3,710円」に、

「

遠心濃縮装置

」

540円

」

を

「

遠心濃縮装置
冷却遠心機

」

560円
820円

」

に、

150円
130円
120円
120円

を

170円
150円
140円
130円

に、「3,060円」を「3,430円」に

改め、同表の1の(5)中「430円」を「470円」に改め、同表の2の(1)中「19,590円」を「20,960円」に、「12,960円」を「13,820円」に、「6,930円」を「7,270円」に改め、同表の2の(2)中「5,110円」を「5,470円」に、「2,700円」を「2,840円」に改め、同表の2の(3)中「5,110円」を「5,470円」に、「2,700円」を「2,840円」に改め、同表の2の(4)中「8,140円」を「8,710円」に改め、同表の2の(5)中「65,570円」を「70,360円」に、「67,170円」を「68,360円」に改め、同表の2の(6)中「8,690円」を「9,170円」に、「8,550円」を「9,020円」に、「11,090円」を「11,910円」に改め、同表の2の(7)中「4,140円」を「4,330円」に改め、同表の2の(8)中「8,690円」を「9,170円」に改め、同表の2の(9)中「850円」を「890円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり振興課)

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第12号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項の(1)中「から20の項まで、32の項から41の項まで、44の項から47の項まで及び49の項から51の項まで」を「から19の項まで、21の項、33の項から42の項まで、45の項から48の項まで及び50の項から52の項まで」に、「135,600円」を「146,600円」に改め、同項の(2)中「22の項、24の項、26の項、28の項及び31の項」を「23の項、25の項、27の項、29の項及び32の項」に、「37,200円」を「40,220円」に改め、同項の(3)中「33の項及び44の項」を「34の項及び45の項」に、「20,530円」を「22,200円」に改め、同項の(4)中「34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項まで」を「35の項、39の項、40の項及び47の項から52の項まで」に、「8,250円」を「8,920円」に改め、同項の(5)中「34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項まで」を「35の項、39の項、40の項及び47の項から52の項まで」に、「7,410円」を「8,020円」に改め、同項の(6)中「840円」を「910円」に改め、同項の(7)中「1,690円」を「1,830円」に改め、同項の(8)中「2,570円」を「2,780円」に改め、同項の(9)中「4,660円」を「5,040円」に改め、同項の(10)中「10,070円」を「10,890円」に改め、同表の15の項の(1)及び(2)中「1,840円」を「2,030円」に改め、同項の(3)中「1,310円」を「1,460円」に改め、同項の(4)中「1,310円」を「1,460円」に、「730円」を「790円」に改め、同項の(5)中「1,440円」を「1,560円」に改め、同項の(6)中「730円」を「790円」に改め、同項の(7)中「11,100円」を「11,790円」に改め、同項の(8)中「4,950円」を「5,510円」に改め、同項の(9)中「3,520円」を「3,810円」に改め、同項の(10)中「47,710円」を「52,430円」に改め、同項の(11)中「3,370円」を「3,530円」に改め、同表の17の項の(1)中「16,800円」を「18,200円」に、「10,100円」を「11,000円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「8,400円」を「9,100円」に改め、同項の(2)中「9,600円」を「10,400円」に、「5,800円」を「6,300円」に、「4,800円」を「5,200円」に改め、同項の(3)及び(4)中「10,100円」を「11,000円」に、「6,100円」を「6,700円」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、同項の

(5)中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(6)中「10,100円」を「11,000円」に、「6,100円」を「6,700円」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、同項の(7)から(10)までの規定中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(11)及び(12)中「14,700円」を「15,900円」に、「8,800円」を「9,600円」に、「7,300円」を「7,900円」に改め、同項の(13)から(15)までの規定中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(16)中「16,800円」を「18,200円」に、「10,100円」を「11,000円」に、「8,400円」を「9,100円」に改め、同項の(17)から(19)までの規定中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(20)及び(21)中「16,800円」を「18,200円」に、「10,100円」を「11,000円」に、「8,400円」を「9,100円」に改め、同項の(22)から(24)までの規定中「14,700円」を「15,900円」に、「8,800円」を「9,600円」に、「7,300円」を「7,900円」に改め、同項の(25)中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(26)中「28,000円」を「30,200円」に、「16,800円」を「18,200円」に、「14,000円」を「15,100円」に改め、同項の(27)中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(28)中「28,000円」を「30,200円」に、「16,800円」を「18,200円」に、「14,000円」を「15,100円」に改め、同項の(29)中「14,700円」を「15,900円」に、「8,800円」を「9,600円」に、「7,300円」を「7,900円」に改め、同項の(30)中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項の(31)中「14,700円」を「15,900円」に、「8,800円」を「9,600円」に、「7,300円」を「7,900円」に改め、同項の(32)中「22,100円」を「23,900円」に、「13,200円」を「14,300円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同表の19の項の(1)中「2,890円」を「3,120円」に改め、同項の(2)中「5,780円」を「6,240円」に改め、同項の(3)中「3,610円」を「3,900円」に改め、同項の(4)中「7,210円」を「7,790円」に改め、同項の(5)中「2,170円」を「2,300円」に改め、同表の20の項の(1)中「1,140円」を「1,210円」に改め、同項の(2)中「2,170円」を「2,300円」に改め、

円」に改め、同項の(3)中「5,550円」を「6,050円」に、「5,570円」を「6,230円」に改め、同項の(4)中「3,750円」を「4,090円」に改め、同項の(5)中「1,140円」を「1,210円」に改め、同項の(6)中「6,020円」を「6,390円」に改め、同項の(7)中「9,690円」を「10,280円」に改め、同項の(8)中「7,220円」を「7,660円」に改め、同項の(9)中「4,860円」を「5,150円」に改め、同表の22の項の(1)のアの(ア)中「1,050円」を「1,110円」に、「1,250円」を「1,330円」に、「1,650円」を「1,750円」に、「2,050円」を「2,170円」に、「2,350円」を「2,470円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「100円」を「110円」に、「190円」を「210円」に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「150円」を「160円」に、「190円」を「210円」に、「250円」を「270円」に、「340円」を「360円」に、「520円」を「550円」に、「900円」を「960円」に、「1,550円」を「1,640円」に、「2,450円」を「2,590円」に、「6,150円」を「6,490円」に、「7,750円」を「8,150円」に、「11,400円」を「11,980円」に、「14,150円」を「14,870円」に、「18,900円」を「19,860円」に、「21,300円」を「22,380円」に、「37,800円」を「39,710円」に改め、同項の(1)のイ中「20円」を「30円」に、「220円」を「240円」に改め、同項の(1)のウ中「20円」を「30円」に、「90円」を「100円」に、「290円」を「310円」に改め、同項の(2)のアの(ア)中「2,050円」を「2,170円」に改め、同項の(2)のアの(イ)中「3,400円」を「3,590円」に改め、同項の(2)のイ中「6,400円」を「6,770円」に改め、同項の(2)のウ中「100円」を「110円」に、「220円」を「240円」に、「590円」を「630円」に改め、同項の(3)のア中「90円」を「100円」に、「450円」を「480円」に、「930円」を「990円」に改め、同項の(3)のイ中「150円」を「160円」に改め、同表の23の項の(1)のア中「1,400円」を「1,480円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,330円」に、「3,100円」を「3,280円」に改め、同項の(1)のイ中「250円」を「270円」に改め、同項の(1)のウ中「500円」を「530円」に、「900円」を「950円」に、「1,500円」を「1,590円」に、「2,100円」を「2,220円」に、「3,700円」を「3,910円」に、「6,900円」を「7,250円」に、「10,700円」を「11,250円」に、「15,000円」を「15,760円」に、「19,100円」を「20,070円」に、「21,600円」を「22,700円」に、「29,800円」を「31,310円」に、「51,200円」を「53,790円」に

改め、同項の(2)中「10円」を「20円」に改め、同表の24の項の(1)中「13,400円」を「14,170円」に改め、同項の(2)のア中「3,350円」を「3,540円」に、「5,300円」を「5,590円」に、「7,800円」を「8,220円」に、「10,500円」を「11,040円」に、「14,000円」を「14,710円」に、「6,900円」を「7,250円」に改め、同項のイの(ア)中「3,200円」を「3,380円」に、「7,900円」を「8,340円」に改め、同項のイの(イ)中「640円」を「680円」に、「780円」を「830円」に、「8,800円」を「9,260円」に改め、同項のイの(ウ)中「480円」を「510円」に、「650円」を「690円」に、「7,100円」を「7,440円」に改め、同項の(3)のア中「18,400円」を「19,430円」に改め、同項の(3)のイ中「13,600円」を「14,360円」に改め、同表の25の項の(1)のアの(ア)中「1,540円」を「1,630円」に、「1,980円」を「2,090円」に、「2,420円」を「2,560円」に、「3,410円」を「3,600円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「550円」を「590円」に、「990円」を「1,050円」に、「1,650円」を「1,750円」に、「4,070円」を「4,300円」に、「7,590円」を「7,980円」に、「11,770円」を「12,370円」に、「21,010円」を「22,080円」に、「32,780円」を「34,440円」に、「56,320円」を「59,170円」に改め、同項の(1)のイ中「10円」を「20円」に改め、同項の(2)のア中「480円」を「510円」に改め、同項の(2)のイ中「340円」を「370円」に改め、同表の26の項の(4)のイ中「51,000円」を「55,700円」に改め、同表の29の項及び30の項から32の項までの規定中「昇降機」を「建築設備」に、「1基」を「1の建築設備（昇降機にあつては、1基）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表第1の14の項の改正規定（同項の(1)中「から20の項まで、32の項から41の項まで、44の項から47の項まで及び49の項から51の項まで」を「から19の項まで、21の項、33の項から42の項まで、45の項から48の項まで及び50の項から52の項まで」に改める部分、同項の(2)中「22の項、24の項、26の項、28の項及び31の項」を「23の項、25の項、27の項、29の項及び32の項」に改める部分、同項の(3)中「33の項及び44の項」を「34の項及び45の項」に改める部分、同項の(4)中「34の項、38の項、39の項及び

46の項から51の項まで」を「35の項、39の項、40の項及び47の項から52の項まで」に改める部分及び同項の(5)中「34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項まで」を「35の項、39の項、40の項及び47の項から52の項まで」に改める部分に限る。)並びに同表の29の項及び30の項から32の項までの改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第13号

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則

富山県技術専門学院規則（昭和63年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書を削り、同条第2項後段を削る。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(授業料の減免等)

第15条 知事は、別に定めるところにより、授業料を減免し、又は分割して納付させることができる。

(授業料の還付)

第16条 知事は、既に授業料を納付した訓練生が休校し、若しくは退校したとき、又は授業料の減免を受けたときは、当該授業料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・270号 下赤江新庄線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成14年3月20日から令和13年3月31日まで

富山県告示第129号

富山県総合体育センターの利用料金の額等についての一部改正について

富山県総合体育センターの利用料金の額等について（平成25年富山県告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1の表中「2,410」を「2,760」に、「830」を「950」に、「16,030」を「14,360」に、「1,050」を「1,200」に、「370」を「420」に、「730」を「810」に、「630」を「720」に、「2,890」を「3,310」に、「120」を「140」に、「1,570」を「1,800」に、「1,150」を「1,320」に、「2,130」を「2,440」に、「470」を「540」に、「840」を「960」に、「3,860」を

「4,300」に、「1,100」を「1,230」に、「2,860」を「3,180」に、「660」を「740」に、「560」を「630」に、「2,580」を「2,880」に、「3,600」を「4,010」に改め、同表の備考の1を次のように改める。

1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。

2の表中「1,840」を「2,050」に、「1,230」を「1,370」に、「8,580」を「9,560」に、「2,760」を「3,070」に改める。

3の表中「100」を「110」に、「50」を「60」に、「150」を「170」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 1の表の備考の1の改正規定 公表の日
- (2) 1の表の改正規定（「16,030」を「14,360」に改める部分に限る。） 令和8年4月1日

(スポーツ振興課)

富山県告示第130号

富山県営体育施設の利用料金の額についての一部改正について

富山県営体育施設の利用料金の額について（平成25年富山県告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

表中「370」を「410」に、「800」を「920」に、「640」を「730」に、「560」を「640」に改め、同表の富山県高岡総合プールの項の次に次のように加える。

富山県 福光射 撃場	空気銃射撃 場（専用利 用の場合に 限る。）	冷暖房設備	1時間	1,270
------------------	---------------------------------	-------	-----	-------

表中「1,970」を「2,250」に、「1,190」を「1,360」に、「700」を「800」に、「280」を「320」に、「3,660」を「4,190」に、「730」を「800」に、「490」を「560」に、「2,480」を「2,840」に、「8,800」を「9,680」に、「1,100」を「1,210」に、「3,210」を「3,530」に、「3,540」を「3,890」に、「1,870」を「2,060」に、「2,110」を「2,320」に、「1,120」を「1,240」に、「2,780」を「3,060」に、「1,440」を「1,580」に、「690」を「760」に改め、同表に次のように加える。

富山県 武道館	主道場	照明設備	全面利用	1時間	810
			1 / 2面利用	1時間	280
			1 / 3面利用	1時間	180
			1 / 4面利用	1時間	140
			1 / 6面利用	1時間	90
			1 / 8面利用	1時間	70
		冷暖房設備	1時間	9,200	
		拡声装置	1式1時間	730	
	武 道 場 (畳) (板)	照明設備	全面利用	1時間	200
			2 / 3面利用	1時間	130
			1 / 3面利用	1時間	60
		冷暖房設備	1時間	1,700	
	拡声装置	1式1時間	370		
	映像装置	1式1回	450		
会議室・研 修室	冷暖房設備			富山県営体 育施設条例	

			別表第3の 1の表に定 める会議室 又は研修室 の利用料金 の20パーセ ントに相当 する額
	拡声装置	1式1時間	270
	拡声装置	1式1回	1,100
	プロジェクター	1式1回	1,510
	スクリーン	1式1回	630
	シャワー室（シャワー室のみの利用の場合に限 る。）	1回	100

表の備考の1を次のように改める。

- 1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。

表の備考の3中「単位とする」の次に「（富山県武道館のシャワー室を除く。）」を加える。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表の備考の1の改正規定 公表の日
- (2) 表の富山県高岡総合プールの項の次に次のように加える改正規定 令和8年4月1日
- (3) 表に次のように加える改正規定及び同表の備考の3の改正規定 富山県営体育施設条例の一部を改正する条例（令和8年富山県条例第21号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日

富山県告示第131号

富山県利賀芸術公園の利用料金の額についての一部改正について
富山県利賀芸術公園の利用料金の額について（平成18年富山県告示第 241号）の
一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

表中「1,100」を「1,250」に、「1,300」を「1,450」に改める。

(文化振興室)